

保健事業実施計画（県データヘルス計画）（仮称）について

- 令和3年度に作成した第2期鳥取県国民健康保険運営方針において、データヘルスの推進に係る県の取組について、以下のように定めている。
- ・ 国保連合会と連携して、市町村のデータヘルス計画の策定及び評価を支援する他、計画の策定及び評価に必要なK D Bシステム（国保連合会が管理する国保データベースをいう。以下同じ。）等の有効活用を図り、併せて生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組が充実するよう、市町村を助言すること。
 - ・ 市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みづくりのため、県全体の国保保健事業の指針となる県データヘルス計画を策定し、市町村のデータヘルス計画と両輪となって、被保険者の健康を守るための目標達成に向けて、データヘルスを着実に推進すること。
 - ・ 国交付金を活用し、市町村の国保保健事業を支援する県の国保保健事業を実施すること。
- 昨年度、県では国民健康保険医療費分析を行った。当該分析結果や他県の事例等も参考として、県データヘルス計画について、今年度中の制定に向け、検討を進めているところ。

1 概要

(1) 県データヘルス計画の意義

健康・医療情報を活用して地域の健康課題を明確化し、「健康寿命の延伸」等を目的として、保健事業を検討・実施・評価するP D C Aサイクルに沿った計画的かつ効果的な保健事業を実施するための計画で、県内の保健・医療・介護等のデータ分析により、圏域の現状と課題を整理し、県全体の保健事業の目標および評価指標の設定、市町村との共同事業等、本県の国保保健事業の方針を明確にしていく。

(2) 策定年度：令和3年度中（計画期間：令和3年度～令和5年度）

2 策定スケジュール（案）

令和3年 10月	県データヘルス計画の骨子案の検討・協議
11月～12月	〃 本体案の検討・協議
令和4年 2月	〃 パブリックコメント
3月	県データヘルス計画の策定、関係機関等への報告

※ なお、策定にあたり、市町村、関係機関等への意見等を伺いながら進めていく。

《参考》 令和2年度国民健康保険医療費分析業務委託の概要

県国保データヘルス計画を策定するため、レセプトデータ等により医療費等の分析を行った。

(1) 実施方法 : 公募型プロポーザルによる委託

(2) 契約期間 : 令和2年11月～令和3年3月

(3) 鳥取県（全体）の医療費分析結果（一部抜粋）

- ・ 平成30年度の鳥取県全体の医療費のうち、国保医療費が占める割合は23.2%、後期高齢者医療費が占める割合は40.2%にのぼっている。
- ・ 患者数・レセプト件数が最も少ない入院が、医療費では最も大きな割合を占めており、特に後期高齢者では顕著

に表れている。年齢区分で見ると、県全体のうち、65歳以上の患者（後期高齢者を含む）が、医療費とレセプト件数では8割以上、患者数では7割程度を占めている。

- ・ 医療費において、二次医療圏での傾向は特に見られなかったが、県全体のうち、市部の医療費だけで県全体の医療費のおよそ7割を占めており、今後の市部の取組みが大きく県全体に影響するといえる。

(参考) データヘルス計画について

データヘルス計画の概要

データヘルス計画とは

健康、医療のデータを活用して、地域の健康課題を明確化し、PDCAサイクルに沿って、計画的かつ効果的な保健事業を実施するための計画

目指す姿：「健康寿命の延伸」および「医療費の適正化」

- 市町村 国保の保険者として行う保健事業について、データヘルス計画を策定し、PDCAサイクルにより計画的・効果的に推進。
- 県 市町村と一体となって、データヘルス計画を推進。
(広域的な事業の推進や、保険者間の連携等により市町村を支援。)
⇒県データヘルス計画は、国保保険者として市町村ごとの健康づくりを一層推進する仕組みづくりのため策定する。

データヘルス計画のイメージ図



鳥取県国民健康保険
保健事業実施計画（県データヘルス計画）（仮称）骨子案

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の期間
- 4 計画の評価等

第2章 鳥取県の現状

- 1 鳥取県の全体像と特性
- 2 医療の状況
- 3 保健事業の取組状況

第3章 保健事業における取組方針及び目標等

- 1 県の健康課題を踏まえた保健事業等の取組方針
- 2 データヘルス推進に係る目標等
- 3 各保健事業に係る目標等
- 4 その他事業に係る目標等

第4章 その他

- 1 計画の公表および周知
- 2 計画の推進体制
- 3 関係機関等との連携

参考資料（県の全国比較等の指標や各市町村のデータヘルス計画等）